

物品売買契約書(案)

沖縄県畜産研究センター 所長 比嘉直志（以下「甲」という）が次の物品を購入し、
（以下「乙」という）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

記

品名：豚増体管理システム装置一式 規格：仕様書のとおり 数量：5 台

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 一 引渡期限 令和8年3月16日
- 二 引渡場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村諸志 2009-5）
- 三 契約金額 （うち消費税 ）
- 四 契約保証金額

第2条 乙は、物品を納入しようとする時は、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。
乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ直ちに代品を納品しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は一回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることが出来る。この代品納入又は手直しが出来たときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを保証し、又は取り替える責任をおわなければならない。

第6条 乙が、瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。

このために乙に損害を生じさせることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出を正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第9条 乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12条）第109条第1項に定める率で計算した違約金を乙に請求することができる。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もしこれを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要がある時は、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第13条 乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし疑義が生じた場合は甲、乙協議するものとする。

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 15 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。))が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。))であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 16 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに

に警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 今帰仁村諸志 2009-5
沖縄県畜産研究センター 所長 比嘉直志 印

乙
印